

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NP0 法人 kokoima という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府堺市堺区香ヶ丘町1丁7番8号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、主に日常生活に手助けを必要とする精神障がい者に対して、地域のなかに居場所を提供し、同時に地域社会を精神障がい者にとってより住みやすい場所にしていくための事業を行い、社会的弱者である高齢者、子ども、障がい者などすべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)まちづくりの推進を図る活動
- (3)社会教育の推進を図る活動
- (4)人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

- ① 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- ② 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ③ 地域の活性化に関する事業
- ④ 心身の健康・福祉に係る教育研修事業
- ⑤ 心身の健康・福祉に係る情報発信事業

- ⑥ 障がい者活動を支援する事業
- ⑦ 障がい者の作品販売事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) サポーター会員 この法人の事業やイベントに参加、協力するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、社員総会において承認する。ただし、入会申込みから社員総会までに1か月以上の期間がある場合は、理事会での承認をもって入会を認めることができる。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を年度末までに納入しなければならない。なお、納入された入会金及び会費は会員の退会においても返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。

- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、1人以上の副理事長を置く。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者

の任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 事務局の組織及び運営

(8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス、電子メールのいずれかの方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定数等)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面、又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、又は記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面、又は電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (5) 借入金（その他事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス、電子メールのいずれかをもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用をこうじることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の設定及び使用)

第 43 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	小 川 貞 子
副理事長	北 村 素 美 恵
副理事長	廣 田 安 希 子
理 事	朝 田 亘
	来 栖 清 美
	下 田 健 二
監 事	林 敬 次

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成30年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成28年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 正会員入会金 | 0 円 |
| 正会員会費 | 10,000 円 (1年間分) |
| (2) 賛助会員入会金 | 0 円 |
| 賛助会員会費 | 1 口 10,000 円 (1年間分) |
| (3) サポーター会員入会金 | 0 円 |
| サポーター会員会費 | 1 口 1,000 円 (1年間分) |

制定：2015 年 11 月 19 日

改定：2018 年 6 月 10 日

2021 年 2 月 22 日

2025 年 2 月 12 日

2025 (令和 7)年度 事業計画書

資料⑦

(2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで) NPO 法人 kokoima

1. 活動方針

- ① 認定 NPO 法人を目指す。2027 年申請を目指す。
- ② 高工賃事業所を継続する。
- ③ おめでたいメンバーの「今年やりたいこと 3 つ」を実行する。
- ④ 暮らしの場、包括支援、にも意識を向けていく。

1) 障害福祉サービス事業

- ・対話重視で、心身の状況に寄り添う。(休憩と仕事をセルフコントロールできるよう支援する)
- ・「無理をしない」原則を守ったうえで、「労働(役割)がお金に変わる喜び」を共有する。
- ・キッチンカーを活用し、販売(Café 目玉メニュー、芋)力を高め、メンバーの仕事を広げる。
- ・若い利用者の就労に寄り添う。

2) 地域の活性化に関する事業

- ・通年 エディブルケア浅香山(関大:環境都市工学部大学院生、堺キャンパス村川ゼミ学部生)
- ・7 月 セタロードでふるまい冷やしぜんざい
- ・8 月 大和川水辺まつり 夜 参画
- ・9 月 エディブルウェイプロジェクト始動
- ・10 月 ハロウィン
- 12 月 クリスマス会

3) 心身の健康・福祉に係る情報発信事業、教育研修事業

- ・「やりたいこと 1」旅行
- ・kokoima 通信「ねこにたのめ」第 3 号

4) 障がい者活動を支援する事業

- ・「やりたいこと 2」ゼロのセルフリノベーション活動
- ・「やりたいこと 3」Kazu の作品展(仮称)

5) 障がい者の作品販売事業

- ・kokoima「年に一度の大作品会とおとく即売会(仮称)」
- ・自主商品の販路拡大(委託販売にとりくむ)

2. 認定 NPO 法人を目指す

- ・認定取得のプロジェクトチームを立ち上げる。
- ・認定取得に係る事務処理(寄付者の管理、情報発信など)を遂行する部門を立ち上げる。法人事務部門

3 理事会、総会 のスケジュール

理事会(予定): 1 月 16 日(木)	18 時	25 年度第 1 回理事会 第 7 回総会資料の審議
2 月 12 日(水)	15 時	NPO「認定への道」キックオフ
2 月 12 日(水)	18 時	第 9 回通常総会
3 月 25 日(火)		NPO「認定への道」会議 1
5 月 27 日(火)		NPO「認定への道」会議 2
7 月 22 日(火)		上期(中間)決算報告と下期方針について NPO「認定への道」会議 3
9 月 16 日(火)		NPO「認定への道」会議 4
11 月 25 日(火)		NPO「認定への道」会議 5
2025 年 1 月 24 日(土)	14 時	25 年度活動・会計報告、26 年度方針の承認
2 月 21 日(土)	17 時	第 10 回通常総会

2025年度(令和7年度)活動予算書

2025(令和7)年1月1日～2025(令和7)年12月31日

⑧

NPO法人kokoima

(単位:円)

科 目		金 額		(単位:円)
Ⅰ 経常収益				
1. 受取会費			300,000	
2. 受取寄付金			500,000	
3. 受取支援金(2024モデル事業)			4,287,216	
4. 事業収益				
おめでたい	76,875			
おめでたい出張所(ふくもち生産収入)	1,397,066			
おめでたい出張所(ここいも収入)	1,878,129			
カフェここいま	2,683,087			
ゼロショップ	2,227,875			
映画事業	313,839	8,576,871		
5. 障害福祉サービス給付費				
障害福祉サービス給付費(就B)	38,400,000			
障害福祉サービス給付費(生介)	930,000	39,330,000		
6. 利用者負担金			300,000	
7. その他収益				
地域連携事業	150,000			
書籍販売	20,000			
講師料	300,000	470,000		
経常収益計				53,764,087
Ⅱ 経常費用				
1. 事業費				
(1)人件費				
給与手当	22,789,150			
工賃(就B)	4,600,000			
工賃(生介)	111,000			
法定福利費	3,000,000			
福利厚生費	700,000			
退職給付費用	400,000			
人件費計	31,610,150			
(2)その他経費				
材料費	1,674,562			
研修費	10,000			
外注費	10,000			
旅費交通費	1,200,000			
通信費	180,000			
交際費	10,000			
減価償却費	1,300,000			
賃借料	10,000			
地代家賃	3,300,000			
リース料	118,800			
保険料	430,000			
修繕費	300,000			
水道光熱費	500,000			
燃料費	5,000			
消耗品費	290,000			
広告宣伝費	30,000			
事務用品費				
支払手数料	200,000			
新聞図書費	5,000			
諸会費(出店料等)	50,000			
雑費				
その他経費計	9,623,362			
事業費計		41,233,512		
2. 管理費				
(1)人件費				
役員報酬	10,000			
給料手当	200,000			
法定福利費	61,200			
福利厚生費	120,000			
人件費計	391,200			
(2)その他経費				
研修費	100,000			
旅費交通費	200,000			
通信費	72,000			
交際費	86,000			
会議費	23,000			
減価償却費	450,000			
賃借料	20,000			
地代家賃	480,000			
修繕費	50,000			
水道光熱費	50,000			
消耗品費	120,000			
租税公課	25,000			
事務用品費	15,000			
広告宣伝費	10,000			
支払手数料	50,000			
諸会費	35,000			
新聞図書費	26,400			
その他経費計	1,812,400			
管理費計		2,203,600		
経常費用計				43,437,112
税引前当期正味財産増減額				10,326,975
法人税、住民税及び事業税				70,000
当期正味財産増減額				10,256,975
前期繰越正味財産額				49,685,712
次期繰越正味財産額				59,942,687

2026 (令和 8)年度 事業計画書

資料⑦

(2026 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日まで) NPO 法人 kokoima

1. 活動方針

- ① 認定 NPO 法人を目指す。2027 年申請を目指す。
- ② 高工賃事業所を継続・維持する
- ③ 特定相談支援事業所の運営を、地域包括ケアを理念に努力する。
- ④ 暮らしの場、包括支援、にも意識を向けていく。

1) 障害福祉サービス事業

- ・対話重視を根幹に、心身の状況に寄り添う。(休憩と仕事をセルフコントロールできるよう支援する)
- ・「無理をしない」原則を守ったうえで、「労働(役割)がお金に変わる喜び」を共有する。
- ・キッチンカーを活用し、販売(味噌カレーうどん、芋アイス)力を高め、メンバーの仕事を広げる。
- ・若い利用者と高齢者(認知症)にも対応していく。

2) 特定相談支援事業

- ・総合支援計画の発行とモニタリングを滞りなく実施する。。
- ・病院、障害福祉事業所、訪問看護、居宅事業、就労計事業所と典型できる力を育成していく。
- ・相談支援員を1名増員する。

3) 地域の活性化に関する事業

- ・通年 エディブルケア浅香山(関大:環境都市工学部大学院生、堺キャンパス村川ゼミ学部生)
- ・7月 セタロードでふるまい冷やしぜんざい
- ・8月 大和川水辺まつり 夜 参画
- ・9月 エディブルウェイプロジェクト始動
- ・10月 ハロウィン
- 12月 クリスマス会

4) 心身の健康・福祉に係る情報発信事業、教育研修事業

- ・kokoima 通信「ねこにたのめ」第4号発行

5) 障がい者活動を支援する事業

- ・おめでたいメンバー(利用者)の、エディブルケア会議や活動への参加を促す

5) 障がい者の作品販売事業

- ・kokoima「年に一度の大作品展」*シークレットセール(ふくもち)
- ・自主商品の販路拡大(委託販売)

2. 認定 NPO 法人を目指す

- ・年間100人の支援者を獲得する
- ・認定取得に係る事務処理(寄付者の管理、情報発信など)をつつがなく実行する。

3 理事会、総会 のスケジュール

理事会(予定):	1月14日(土)	18時	26年度第1回理事会	第10回総会資料の審議
	2月21日(土)	15時	第10回通常総会	
	4月18日(土)	18時	第2回理事会	
	7月18日(土)	18時	第3回理事会	
			上期(中間)決算報告と下期方針について	
26年	1月23日(土)	18時	26年度活動・会計報告、27年度方針の承認	
	2月20日(土)	17時	第11回通常総会	

2026(令和8)年1月1日～2026(令和8)年12月31日

NPO法人kokoima

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1	受取会費	300,000	
2	受取寄付金	500,000	
3	受取支援金	0	
4	事業収益		
	おめでとう	76,875	
	おめでとう出張所(ふくもち生産収入)	1,397,066	
	おめでとう出張所(ここいも収入)	1,878,129	
	カフェここいま	2,683,087	
	ゼロショップ	2,227,875	
	映画事業	213,900	8,476,932
5	障害福祉サービス給付費		
	障害福祉サービス給付費(就B)	38,400,000	
	障害福祉サービス給付費(生介)	800,000	
6	特定相談支援事業	1,000,000	40,200,000
7	利用者負担金		300,000
8	その他収益		
	地域連携事業	150,000	
	書籍販売	20,000	
	講師料	300,000	470,000
経常収益計			50,246,932
II 経常費用			
1	事業費		
	(1)人件費		
	給与手当	25,800,000	
	工賃(就B)	4,600,000	
	工賃(生介)	111,000	
	法定福利費	3,100,000	
	福利厚生費	800,000	
	退職給付費用	400,000	
	人件費計	34,811,000	
	(2)その他経費		
	材料費	1,674,562	
	研修費	10,000	
	外注費	10,000	
	旅費交通費	1,200,000	
	通信費	180,000	
	交際費	10,000	
	減価償却費	1,300,000	
	賃借料	10,000	
	地代家賃	3,300,000	
	リース料	118,800	
	保険料	430,000	
	修繕費	300,000	
	水道光熱費	500,000	
	燃料費	5,000	
	消耗品費	290,000	
	広告宣伝費	30,000	
	事務用品費		
	支払手数料	200,000	
	新聞図書費	5,000	
	諸会費(出店料等)	50,000	
	雑費	5,000	
	その他経費計	9,628,362	
	事業費計		44,439,362
2	管理費		
	(1)人件費		
	役員報酬	10,000	
	給料手当	200,000	
	法定福利費	61,200	
	福利厚生費	120,000	
	人件費計	391,200	
	(2)その他経費		
	研修費	100,000	
	旅費交通費	200,000	
	通信費	72,000	
	交際費	86,000	
	会議費	23,000	
	減価償却費	450,000	
	賃借料	20,000	
	地代家賃	480,000	
	修繕費	50,000	
	水道光熱費	50,000	
	消耗品費	120,000	
	租税公課	25,000	
	事務用品費	15,000	
	広告宣伝費	10,000	
	支払手数料	50,000	
	諸会費	35,000	
	新聞図書費	26,400	
	その他経費計	1,812,400	
	管理費計		2,203,600
経常費用計			46,642,962
税引前当期正味財産増減額			3,603,970
法人税、住民税及び事業税			70,000
当期正味財産増減額			3,533,970
前期繰越正味財産額			59,942,687
次期繰越正味財産額			63,476,657